

第3節 パーソナルデータの利用流通の円滑化

パーソナルデータの利活用については、世界経済フォーラムが2011年（平成23年）1月に公表した報告「パーソナルデータ：新たな資産カテゴリーの出現^{*1}」において、「パーソナルデータは、インターネットにおける新しい石油であり、デジタル世界における新たな通貨である」としている。現在、国内外の様々な分野で急速にデータの利活用が進展してきており、今後も技術の発達等とともに、パーソナルデータを活用した新たな利便性の高いサービスが誕生する可能性が極めて高いと考えられる一方、ICTの普及により、ビッグデータがネットワークを通じ流通する社会を迎える中、個人情報保護法制定当時には想定されなかった利活用も行われてきている。個人に関する大量の情報が集積・利用されることに伴う個人情報及びプライバシーの保護に係る不安も顕在化しており、中には事業者が社会的な批判を受けるケースも見られるところである。

さらに、企業活動がグローバル化する中、ICTの普及により、クラウドサービス等国境を越えた情報の流通が極めて容易になってきており、国際的な調和のとれた、自由な情報の流通とプライバシー保護の双方を確保する必要が高まっている。

現在、政府では、パーソナルデータの利活用を円滑に進めるため、個人情報及びプライバシーの保護との両立を可能とする事業環境整備を進めるべく、IT総合戦略本部の下に「パーソナルデータに関する検討会」を設置し、パーソナルデータの利活用ルールの明確化と制度の見直しに係る検討を進めているところである。

本節では、パーソナルデータを活用している事例を紹介した後、国内外におけるパーソナルデータの取扱いに関する最近の政策動向について紹介する。続いて、我が国の利用者に対して行った、パーソナルデータの取扱いに係る利用者意識に関するアンケートの結果を紹介する^{*2}。

1 パーソナルデータの利用流通に係る国内外の動向

(1) ビッグデータ時代におけるパーソナルデータの取扱い

現在、官民を問わず様々な主体においてビッグデータが日々生成され、ネットワークを通じて流通している状況にある。そして、流通するデータの中にはパーソナルデータも含まれている。従来、我が国においてはパーソナルデータの利活用ルールが曖昧であったことから、事業者はその利活用を躊躇してきた面があったが、この間、ビッグデータの活用による新産業・新サービス創出の動きが国内外を問わず活発となり、データ活用に関する社会の認知度が高まってきたことから、相次いでパーソナルデータを活用したサービスの実証または開始に乗り出している状況にある。ここではその事例をいくつか紹介する。

ア (株) NTTドコモ「モバイル空間統計」

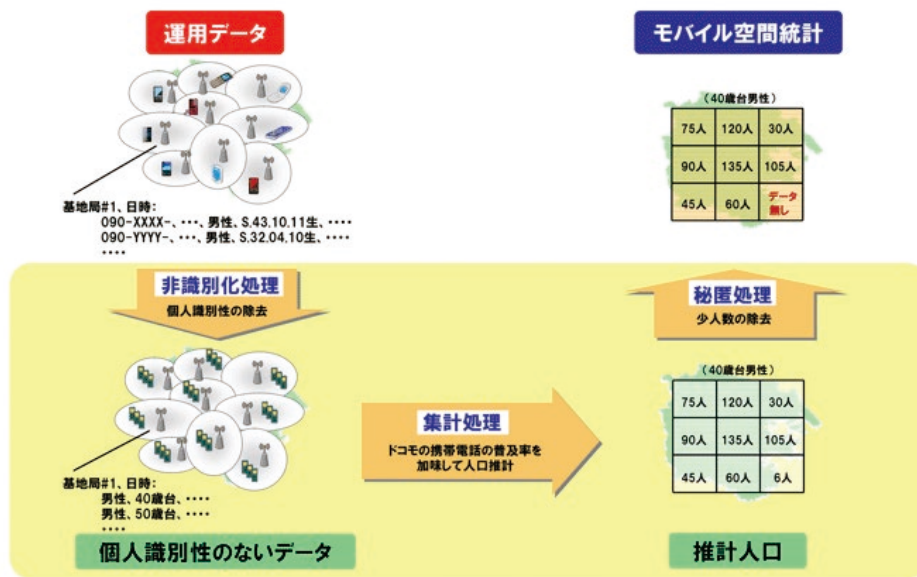
(株) NTTドコモが手がける「モバイル空間統計」は、携帯電話端末を収容する基地局にある位置登録情報を利用し、基地局エリアごとの携帯電話台数を契約者の属性別（年齢、性別、住所）に集計することによって、1時間毎に人口の地理的分布を推計する統計情報である。本情報は、公共分野での防災計画やまちづくり、産業分野での商圏調査等での利用が想定されている。

同社では、平成22年11月よりモバイル空間統計を活用した研究を実施しており、平成25年10月より実用化に踏み切っている。なお、同社は契約者のプライバシーを保護するため、運用データ（位置登録情報及び属性情報）を非識別化処理、集計処理、秘匿処理するほか、利用停止手続き等の基本事項を定めたガイドラインを公表している（図表3-3-1-1）。

*1 <http://www.weforum.org/reports/personal-data-emergence-new-asset-class>

*2 本節の執筆にあたっては、慶應義塾大学総合政策学部 新保史生教授の協力を得た。

図表3-3-1-1 モバイル空間統計の作成手順（(株)NTTドコモ）



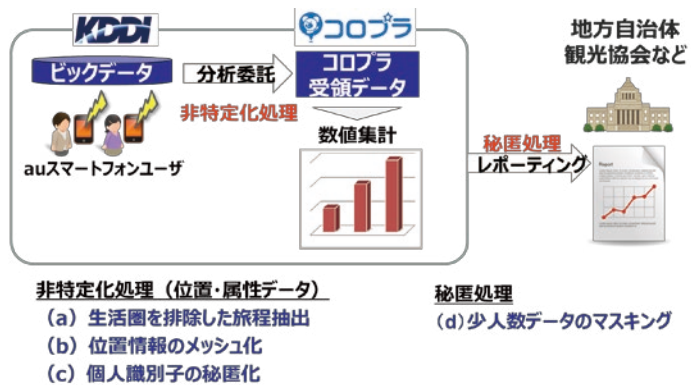
（出典）(株)NTTドコモ作成資料

イ KDDI（株）×（株）コロプラ「観光動態調査レポート」

KDDI（株）が（株）コロプラと共同で手がける「観光動態調査レポート^{*3}」は、携帯電話の位置情報を活用することにより、これまでのアンケート調査では把握が困難であった観光客の行動・動態を把握し、地方公共団体や観光協会等の観光施策立案や地域振興へ活用するものである。

位置情報の取得及び分析は、auスマートフォンユーザー（auスマートパス「スタンプカード」サービス利用者）から位置情報の取得・利用及び非特定化後の第三者利用について個別に同意を取得した後、当該ユーザーの端末から行った通信・通話の場所を基地局の接続履歴から取得し、非特定化処理（生活圏を排除した旅程の抽出、位置情報のメッシュ化、個人識別子の秘匿化）を行った上、（株）コロプラへ分析を委託している。数値集計後には秘匿処理（少人数データのマスクング）を行い、作成したレポートをKDDI（株）が提供元となり、定められた事業者を経由して観光協会等へ提供している（図表3-3-1-2）。

図表3-3-1-2 データの非特定化と秘匿処理（KDDI（株）×（株）コロプラ）



（出典）KDDI（株）作成資料

ウ トヨタ自動車（株）「ビッグデータ交通情報サービス」

トヨタ自動車（株）が手がける「ビッグデータ交通情報サービス」は、同社のテレマティクスサービス「G-BOOK」を通じて収集された車両の位置や速度等の情報から生成されるリアルタイム交通情報や、通れた道マップ、交通量マップ、ABS等作動地点マップや地図情報などを利用することができるクラウド型のサービスであり、企業及び地方公共団体に対し平成25年6月より提供を開始している（図表3-3-1-3）。

利用する地方公共団体や企業が有する各種施設情報や業務用車両などの現在位置を地図上に重ね合わせて表示したり、スマートフォンから地図上に現地の情報や画像を投稿できる機能も有するため、災害時には、避難所な

*3 http://colopl.co.jp/location_analysis/

どの施設情報に加え、スマートフォンを有する防災職員、緊急車両、災害支援車両等の位置を地図上に表示できるほか、スマートフォンから、防災職員が投稿した被害情報や救援要請などを、交通情報やハザードマップなどと重ね合わせて見られるようになっている。

また、平時では、交通・物流システムへの利用も可能であり、移動体が複数の目的地に効率よく立ち寄るルート計画を地図上で設定したり、移動体の現在位置のトラッキングや実績管理を行うことも可能となる。

同社では、「G-BOOK」を通じて収集した走行履歴等については、道路の区間毎や一定の時間毎に集計するなどの統計処理により匿名性を確保して提供を行っている。

エ ソニー（株）「電子お薬手帳サービス」

医師が処方した薬の名称や量、服用回数、飲み方などの調剤情報をクラウド上に保存するサービスが、ソニー（株）が平成25年秋から川崎市でharmoni（ハルモ）の事業名称で試験サービスを開始している「電子お薬手帳サービス」である。利用者に配布する専用のFeliCaカードには、個人識別情報（氏名、性別、生年月日）及び共通IDが格納されている。利用者がカードを薬局のリーダーにかざすことによって、調剤履歴がネット経由で同社のサーバーに保存される仕組みである（図表3-3-1-4）。クラウド上に保存されたデータには個人識別情報が含まれていないため、本人が特定されるリスクを低減した形で調剤履歴に基づくデータを外部に提供

ることが容易にできる。このデータは、地方公共団体における感染症流行状況の早期把握と情報の発信や、製薬会社における有害事象の早期発見といった目的に活用できる可能性がある。

以上に記したように、サービス提供事業者によるパーソナルデータの活用は今後、さらに広がっていくものと考えられるが、その活用の際に利用者の理解を得る観点では、非識別化や匿名化といったデータ処理、事前説明または情報公開の実施など利用者に配慮すべき要素は多い。それらの配慮が不十分であったために利用者等からの批判にさらされた例もある中、事業者は細心の注意を払いつつパーソナルデータの利活用に取り組んでいる状況にある。

(2) 海外におけるパーソナルデータの利用流通に係る政策動向

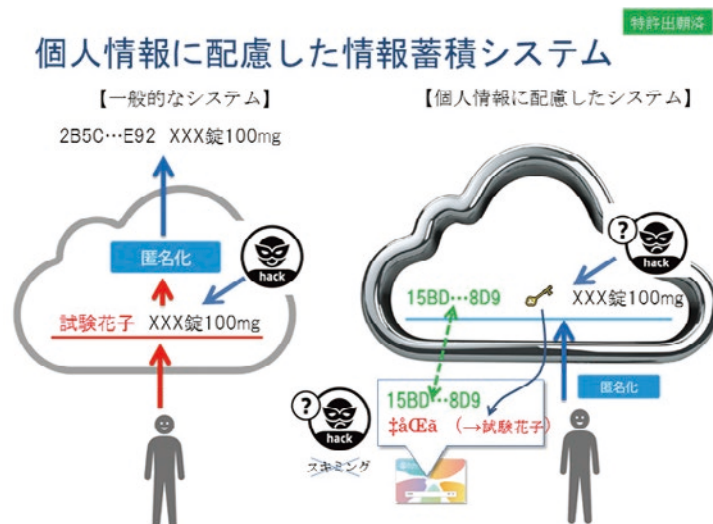
パーソナルデータの保護に関しては、海外においても高い関心が払われているところであるが、最近の主な海外の政策動向として、ここでは米国、欧州連合（EU）及び経済協力開発機構（OECD）における制度改正等に係る動きについて見ていくこととする。

図表3-3-1-3 ビッグデータ交通情報サービス（トヨタ自動車（株））



（出典）トヨタ自動車（株）作成資料

図表3-3-1-4 個人情報に配慮した情報蓄積システム（ソニー（株））



（出典）ソニー（株）作成資料

ア 米国

2014年（平成26年）1月17日、オバマ大統領がポデスタ大統領顧問に対し、ビッグデータとプライバシーに関する包括的な見直しを主導するよう指示し、同年5月1日、同顧問を中心とする検討メンバーが、ビッグデータとプライバシーに関する調査・検討結果^{*4}を大統領に提出した。

同レポートでは、ビッグデータが、社会・経済のあらゆる側面において大きな可能性をもたらすものである一方、プライバシーや社会的差別等への将来的な懸念がある旨言及し、ビッグデータの便益を享受できるよう、例えば、①「消費者プライバシー権利章典^{*5}」の法制化の検討、②データ漏えい報告に関する連邦レベルでの立法、③非米国民へのプライバシー保護の拡大、④学校で収集される各生徒に関するデータの教育目的での利用の確保、⑤社会的差別を回避するための政府機関等における技術的専門性の拡大、⑥電子通信プライバシー法^{*6}の改正の6項目に適切に対処し、懸念を払しょくすべき旨を提言している。

また、大統領科学技術諮問委員会（PCAST）では、上記レポートを技術的な観点から補完する分析報告「Big Data and Privacy：A Technological Perspective」を同日に発表している^{*7}。

イ EU

2012年（平成24年）1月、欧州委員会は従前のデータ保護指令を抜本的に改正する「個人データの取扱いに係る個人情報の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の規則（一般的データ保護規則）の提案」を欧州議会及び理事会に提案・公表した。その後、同提案の内容は議論の過程で修正がなされ、2013年（平成25年）10月21日の欧州議会の市民的自由・司法・内務委員会（Committee on Civil Liberties, Justice and Home Affairs）を経て、2014年（平成26年）3月12日には欧州議会において修正案が採択されたところであり、理事会における審議見通しは未だ立っていないものの、一定の議論の方向性が示された^{*8,9}。

同議会修正案では、個人に対しては、利用者がサービスを他のサービスに切り替える際など、管理者に妨害されることなく自分のデータを取得し、他のサービスに移転できる「データ持ち運びの権利」の保障、現行指令でも取得が義務づけられているパーソナルデータの取得に当たっての同意は明示的・個別具体的・任意であることを要すること等が規定されている。

また、サービス提供事業者に対しては、プライバシー・バイ・デザインの原則を適用し、新サービスの導入時におけるデータ保護への考慮の義務づけの導入やデータ保護担当者の任命義務が盛り込まれているほか、個人データ漏えい時の通知義務も規定されている。

また、議会で規則案から修正された内容も存在する。例えば、検索エンジンやSNS、クラウドなどを提供する事業者が、EU以外の国の政府からEUのユーザに係る情報の提供を求められた場合、当該データをEUの域外に持ち出して良いかについては、現行指令では適切なセーフガードの援用が許容されるとしか規定されていないが、EU加盟国政府の公的機関による認証を受けた場合にデータ移転を認めること（欧州データ保護シール制度）が新たに追加される等、具体的な内容が規定されている。また、規則に違反した企業に対する課徴金も、原案の時点では、上限額は「100万ユーロまたは全世界の総売上上の2%までの高い方」と規定されていたが、議会修正案では「1億ユーロまたは全世界の総売上上の5%までの高い方」に引き上げられている。なお、現行のEU指令に規定されているデータ削除に関する個人の権利をより明確化した「忘れられる権利」^{*10}については、議会修正案では「消去される権利」とされているが、引き続き個人の権利を強化する提案となっている。

ウ OECD

1980年（昭和55年）、OECDは「プライバシー保護と個人データの国際流通に関するガイドライン」（OECD プライバシーガイドライン）を策定した。同ガイドラインは、プライバシー保護・個人の自由と個人データの自由な流通の実現の双方のバランスを図り、個人データの取扱いに関する原則（OECD8原則）などを示したもの

^{*4} http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/docs/big_data_privacy_report_5.1.14_finbal_print.pdf

^{*5} 2012年（平成24年）2月にオバマ大統領が発表したプライバシーに関する大綱の中で言及されたプライバシー保護の原則規定

^{*6} 1986年（昭和61年）に制定された通信におけるプライバシー保護を規定する法律

^{*7} http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/microsites/ostp/PCAST/pcast_big_data_and_privacy_-_may_2014.pdf

^{*8} http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-14-186_en.htm

^{*9} <http://www.europarl.europa.eu/news/en/news-room/content/20140307IPR38204/html/MEPs-tighten-up-rules-to-protect-personal-data-in-the-digital-era>

^{*10} 「忘れられる権利」を巡っては、2014年（平成26年）5月12日、欧州司法裁判所は、スペイン人の男性が、Googleが提供するインターネット検索サービスに対して、検索結果から自身の個人情報削除されるよう求めた係争事案について、現に個人の権利を侵害するものについては、データ管理者として閲覧防止措置を講じる積極的義務があるとして、EU指令の適用を認め、法遵守のための閲覧防止措置を命じる先決裁定を下した。Googleは、この裁定を受け、同月31日より、欧州の利用者を対象に検索結果に含まれる自身に関する情報の削除要請を受け付けるサービスを始めている。

である。同ガイドラインは、プライバシー保護の主要原則を初めて規定した国際的なガイドラインであり、各国の個人情報保護法制及び個人情報の適正な取扱いと保護に関する国際的な取組に対し、長年強い影響を及ぼしてきた。

しかしながら、同ガイドラインが策定されて以降、我々の経済、社会、日々の生活におけるパーソナルデータの役割は劇的に変化した。この変化に対応するため、同ガイドラインを改訂する必要性が高まってきたところ、2013年（平成25年）7月11日に同ガイドラインの改正が採択され、同年9月9日に公表された^{*11}。

改正ガイドラインでは、OECD8原則の変更はなかったが、加盟国に対する要求事項として、①プライバシーの保護と情報の自由な流通に対し、政府最高レベルでのリーダーシップを発揮すること、②全てのステークホルダーが関与するプロセスを通してガイドラインを履行すること、③公的部門・民間分野の双方にガイドラインを広く浸透させることが勧告された。また、ガイドラインを履行するにあたって、加盟国が実施すべき新たな事項として、①プライバシーを保護する法律の制定、②プライバシー執行機関の設置、③表現の自由との関係、④プライバシー・マネジメント・プログラム、⑤セキュリティ侵害通知、⑥国家的なプライバシー保護方針、⑦教育・普及啓発、プライバシー保護技術の向上、⑧国際的な相互運用・評価指標の開発が盛り込まれた（図表3-3-1-5）^{*12}。

図表3-3-1-5 OECDプライバシーガイドライン改正のポイント

■ OECD理事会勧告（プライバシーガイドライン）の構成の変更

- 5部22項目→6部23項目に変更

■ ガイドラインの対象範囲は変更なし

- 公的部門及び民間部門（すべてのステークホルダーも対象に）

■ OECD加盟国に対する要求事項の変更

1980年ガイドライン（要求事項のみ）

- ①ガイドラインにおいて示された原則を国内法において考慮すること
- ②プライバシー保護の名目で個人データの国際的流通を不当に阻害しないこと
- ③ガイドラインの履行について協力すること
- ④ガイドライン適用のための特別な手続及び協力に速やかに同意すること

改正ガイドライン

要求事項

- プライバシーの保護と情報の自由な流通に対し、政府内の最高レベルでリーダーシップを示し実行すること
- 本勧告の附属書に示され全体を構成するガイドラインを、すべての関係者（ステークホルダー）が関与するプロセスを通して履行すること
- 公的部門及び民間分野の双方に勧告を広く浸透させること

勧奨事項

- 非加盟国及び国境を越えて本勧告を履行する際に加盟国と協力すること

指示事項

- 本勧告の履行状況を理事会に報告すること

■ 新たな追加事項

- プライバシーを保護する法律の制定
- プライバシー執行機関の設置
- 表現の自由との関係
- プライバシー・マネジメント・プログラム
- セキュリティ侵害通知
- 国家的なプライバシー保護方針
- 教育・普及啓発、プライバシー保護技術の向上
- 国際的な相互運用・評価指標の開発

■ 加盟国がガイドラインを国内において適用する際の基本原則である「8つの原則」については変更なし

- ①収集制限の原則（適法かつ公正な手段によって本人への通知又は同意に基づく収集を行うこと）
- ②データ内容の原則（データ内容の正確性、完全性、最新性を確保すること）
- ③目的明確化の原則（利用目的を明確にすること）
- ④利用制限の原則（利用目的以外の目的での利用は行わないこと）
- ⑤安全保護の原則（個人情報の安全管理を行うこと）
- ⑥公開の原則（個人データの収集事実、所在、利用目的や管理者等に関する情報を公開すること）
- ⑦個人参加の原則（本人が関与できる機会を提供すること）
- ⑧責任の原則（個人情報の管理にあたっての責任の所在を明確にすること）

（出典）内閣官房「パーソナルデータに関する検討会」（第3回）新保委員提出資料

*11 <http://www.oecd.org/sti/ieconomy/2013-oecd-privacy-guidelines.pdf>

*12 堀部政男、新保史生、野村至『OECD プライバシーガイドライン-30年の進化と未来』一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）（平成26年5月）

(3) 国内におけるパーソナルデータの利用流通に係る政策動向

平成25年6月に閣議決定した「世界最先端IT国家創造宣言」において、ビッグデータを活用した新産業・新サービスの創出を促進する上で、特に利用価値が高いと期待されている「パーソナルデータ」の取扱いについては、①その利活用を円滑に進めるため、個人情報及びプライバシーの保護との両立を可能とする事業環境整備を進めること、②また、環境整備に当たっては、プライバシーや情報セキュリティ等に関するルールの標準化や国際的な仕組作りを通じた利便性向上及び国境を越えた円滑な情報移転が重要であり、OECD等国際交渉の場を活用し、国際的な連携を推進すること、③既に、スマートフォンの利用者情報の取扱いなど先行的にルール策定が行われた分野については、取組の普及を推進することが盛り込まれている^{*13}。

これを受けて、同年6月にはIT総合戦略本部の下に「パーソナルデータに関する検討会」^{*14}が設置され、①パーソナルデータの利活用の基本的枠組みの明確化、②パーソナルデータの利活用ルールの在り方、③パーソナルデータの保護を有効に機能させるための仕組みの在り方、④独立した第三者機関の設置についての考え方の整理等について検討が行われ、同年12月20日のIT総合戦略本部において「パーソナルデータの利活用に関する見直し方針」^{*15}が決定された。同方針では制度見直し事項として、①第三者機関（プライバシー・コミッショナー）の体制整備、②個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータの個人情報及びプライバシー保護への影響に留意した取扱い、③国際的な調和を図るために必要な事項、④プライバシー保護等に配慮した情報の利用・流通のために実現すべき事項が示されている。

その後、同方針に基づき、詳細な制度設計を含めた検討が行われ、本年6月24日のIT総合戦略本部において、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」が決定された。今後、パブリックコメントを経て関係法案の作成に着手し、平成27年1月以降、可能な限り早期に関係法案を国会に提出するとしている。

2 パーソナルデータの活用に関する利用者意識

総務省では、パーソナルデータの活用について、日本国内の利用者を対象にアンケート調査^{*16}を実施した。その結果を以下に紹介する。

(1) パーソナルデータのプライバシー性に関する意識

現行の個人情報保護法では、特定の個人を識別することができるものを保護されるべき個人情報であると定義しているが、その中には氏名のように通常公にされている情報から、人に知られたくない情報まであり、プライバシー性の違いがあると考えられる。また、それぞれの置かれる立場の違い等の事情により、プライバシー性の程度には差があるものと考えられる。

このため、本アンケートでは、まず、パーソナルデータと考えられる以下の37情報^{*17}について、プライバシー性の程度を尋ね、その結果を図表3-3-2-1にまとめた。

基本情報	氏名、住所、生年月日、性別、国籍、会社名、役職、職歴、メールアドレス、電話番号、資格、学校名、学歴、趣味、個人識別番号（個人のID）
生命・身体関係情報	生体情報（顔、虹彩、網膜、指紋、静脈）、身長、体重、血液型、健康状態、病歴・病状
履歴関係情報	位置情報、行動履歴、商品の購買履歴、サイトのアクセス履歴
財産関係情報	口座情報、クレジットカード番号、年収・所得、借金
交友関係情報	家族関係、友人関係、交際関係、同窓会情報
その他	思想信条、宗教、性癖、労組加入事実

^{*13} 総務省では、平成24年1月以降に「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、スマートフォンを安心・安全に利用できる環境を整備するため、利用者情報の適正な取扱いのあり方等について検討を行った（詳細は第6章第3節1を参照）。

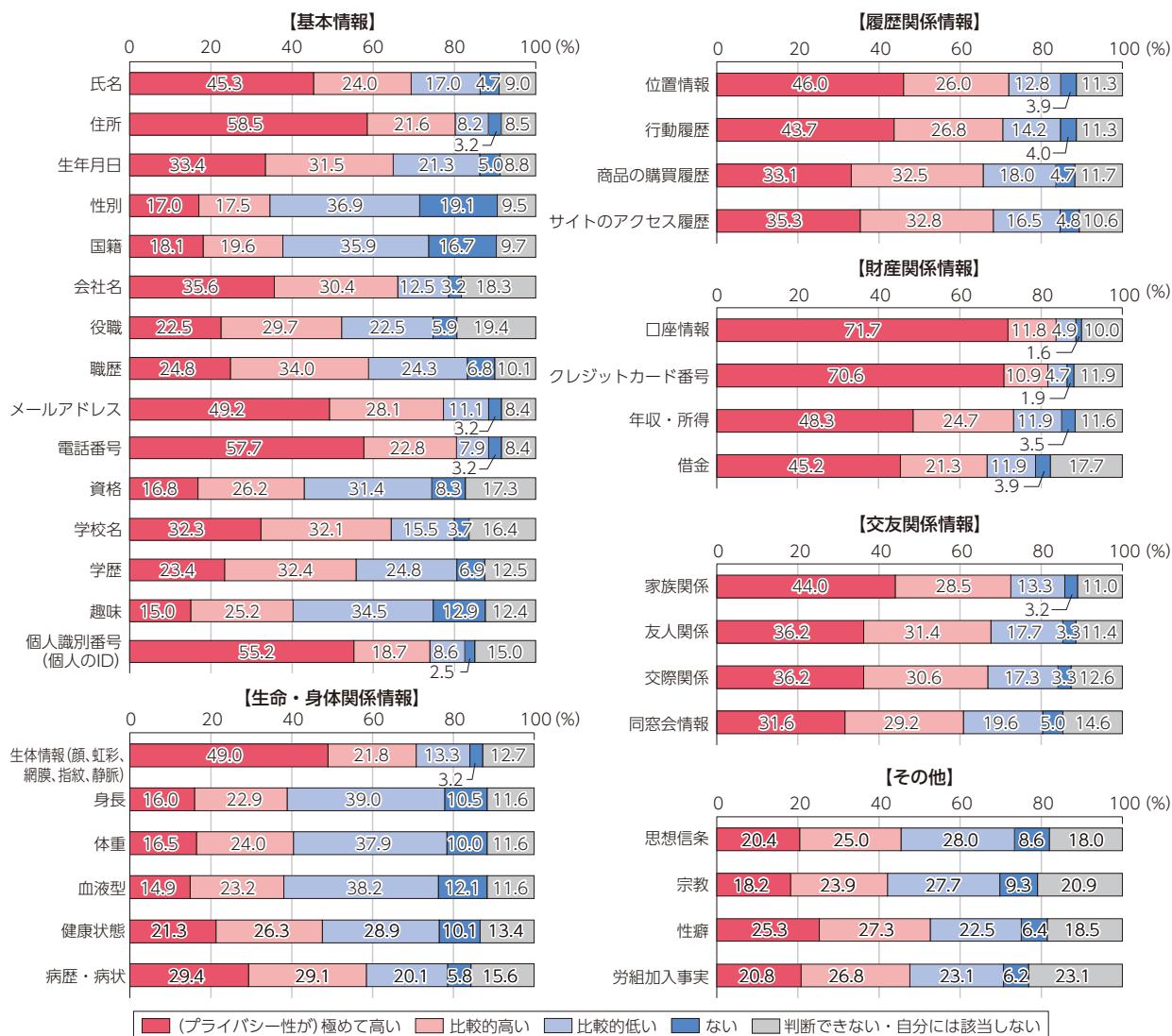
^{*14} <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pd/>

^{*15} <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/dec131220-1.pdf>

^{*16} 我が国の16歳以上の男女1,000名を対象にウェブアンケートを実施。ネットアンケート調査会社が保有するモニターから、世代、男女比が均等になるよう抽出・割付を行った。調査の概要は付注6参照。

^{*17} ここでは便宜上37の情報を6つに分類。

図表3-3-2-1 パーソナルデータのプライバシー性に関する意識



図表から、氏名、住所、メールアドレス、電話番号等の利用者本人に直接アクセスできるデータについては、プライバシー性が高いと感じる利用者が多い傾向にあることが分かった。また、口座情報やクレジットカード番号等の金融・信用情報や、個人識別番号や生体情報等の認証情報についても同様にプライバシー性が高いと感じる利用者が多い傾向にあることが分かった。

(2) データ提供時の重視事項に対する利用者の意識

サービス利用者がサービス提供者（公的機関や企業等）に対し、自身のパーソナルデータを提供する際に重視する事項は何であるか、「適切な同意取得」、「適切な情報の取扱方法（氏名の削除等）」、「提供する情報の種類」、「情報提供先の組織・企業」、「自分へのメリット還元（ポイントや割引の付与など）」、「利用目的の公共性」の6項目について、優先順位を付けてもらう形式で尋ねた。

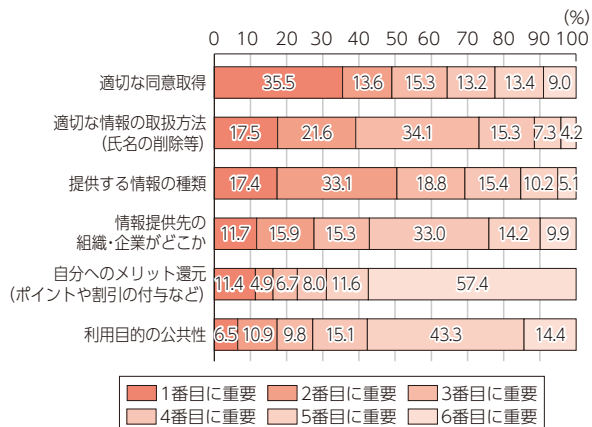
最も重視する事項として、「適切な同意取得」を挙げた利用者が35.5%と最も高く、次いで、「適切な情報の取扱方法」（17.5%）、「提供する情報の種類」（17.4%）の順となった。これら3つの事項については、3番目以内に重要と回答した利用者がいずれも6割を超える結果となっている。

サービス利用者は自身のメリットよりもサービス提供者がデータをどのように取り扱うかに強い関心を抱いており、利便性よりも安心・安全面をより重視している様子がうかがえる（図表3-3-2-2）。

また、サービス提供者からサービス利用者に対し、当該利用者に係る情報の利用について同意を求められた際、サービス利用者が重視する事項について尋ねた結果を図表3-3-2-3にまとめた。

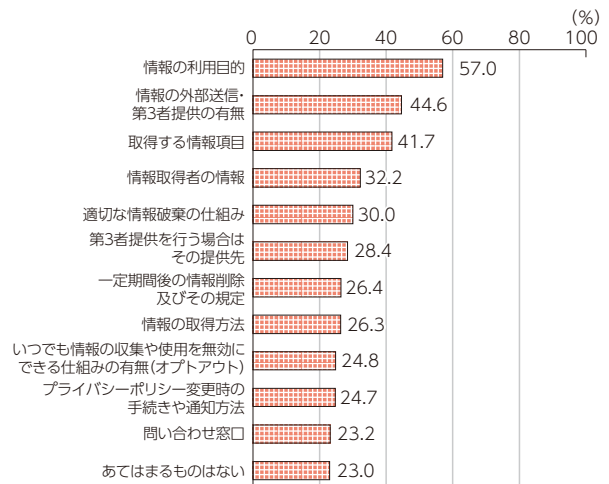
「情報の利用目的」が57.0%と最も高く、続いて「情報の外部送信・第三者提供の有無」(44.6%)、「取得する情報項目」(41.7%)の順となった。

図表 3-3-2-2 データ提供時に重視する事項



(出典) 総務省「ICTの進化がもたらす社会へのインパクトに関する調査研究」(平成26年)

図表 3-3-2-3 データ提供の同意時に重視する情報



(出典) 総務省「ICTの進化がもたらす社会へのインパクトに関する調査研究」(平成26年)

(3) パーソナルデータの利用目的に係る利用者の意識

パーソナルデータの利用目的ごとに、利用者に自身に係るパーソナルデータの相手方への提供の可否について尋ねた。

ア パーソナルデータを提供しても良いと考える相手方

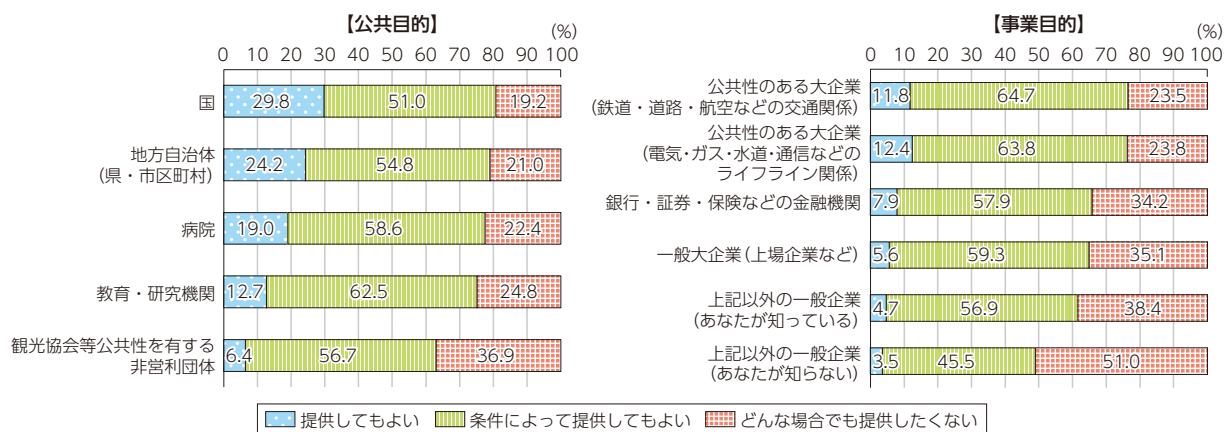
まず、想定される利用目的を公共目的・事業目的の2つに大別した上で、適切な同意がとられる前提で、どのような相手であれば自身に係るパーソナルデータを提供できるかを尋ねた(図表3-3-2-4)。

公共目的での利用を想定した場合、提供しても良いと考える組織は、「国」が29.8%と最も高く、次いで、「地方公共団体」(24.2%)、「病院」(19.0%)の順となった。

他方、事業目的での利用を想定した場合、提供しても良いと考える組織は、「公共性のある大企業(ライフライン系)」が12.4%と最も高く、「公共性のある大企業(交通関係)」が11.8%と続く結果となった。また、「上記以外の一般企業(あなたが知らない)」になると、「どんな場合でも提供したくない」の回答が5割を超えるなど、知名度によっても差が生じる結果となっている。

公共目的と事業目的を比較すると、公共目的の方が許容度が高い結果となっており、また、公共性の高い組織であれば許容度は向上する傾向にあることがうかがえる。

図表 3-3-2-4 パーソナルデータを提供しても良いと考える相手方



(出典) 総務省「ICTの進化がもたらす社会へのインパクトに関する調査研究」(平成26年)

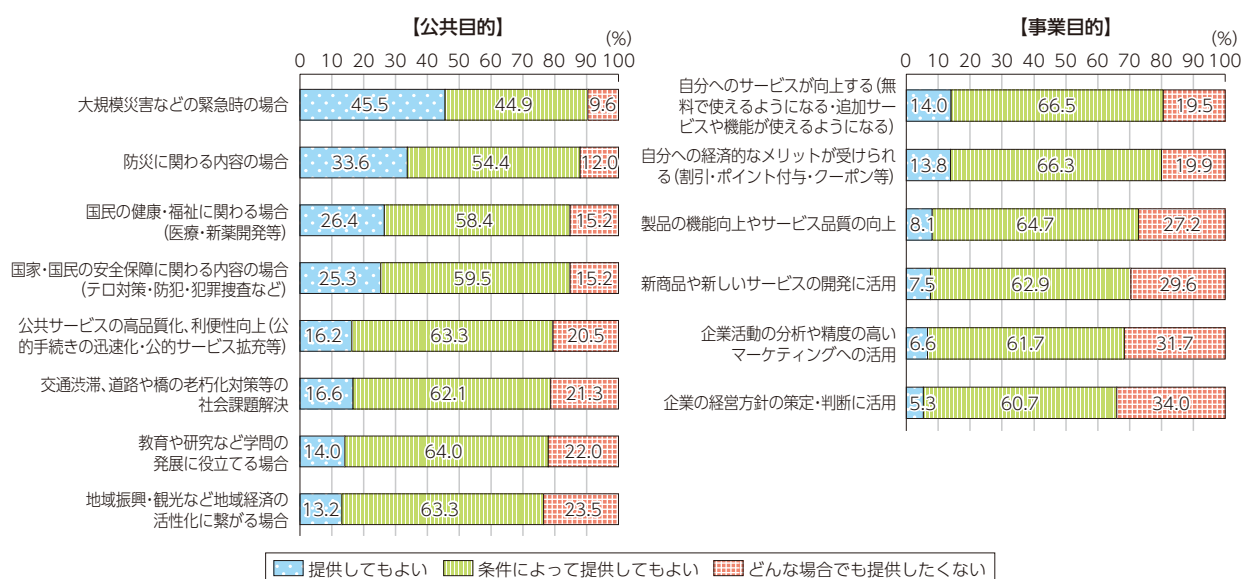
イ パーソナルデータを提供しても良いと考えるケース（利用目的別）

続いて、適切な同意がとられる前提で、どのような目的であれば自身に係るパーソナルデータを提供できるかを尋ねた（図表3-3-2-5）。

公共目的での利用を想定する場合、提供しても良いと考える利用目的は、「大規模災害などの緊急時の場合」が45.5%と最も高く、次いで、「防災に関わる内容」（33.6%）、「国民の健康・福祉に関わる場合」（26.4%）、「国家・国民の安全保障に関わる内容」（25.3%）と続いた。安心・安全を確保する目的での利用については許容度が高くなる傾向が示され、快適性・利便性を追求する目的での利用については許容度が低くなる傾向が示されている。

一方、事業目的での利用を想定する場合、「自分へのサービスが向上する場合」（14.0%）、「自分への経済的なメリットが受けられる場合」（13.8%）となっている。利用者自身が直接的なメリットを受けられる場合には許容度が高くなる傾向が示され、「製品の機能向上」や「新商品・サービス開発に活用」といった間接的なメリットの場合は許容度が低くなる傾向が示された。

図表3-3-2-5 パーソナルデータを提供しても良いと考えるケース（利用目的別）



（出典）総務省「ICTの進化がもたらす社会へのインパクトに関する調査研究」（平成26年）

ウ パーソナルデータを提供しても良いと考えるケース（加工手法別）

パーソナルデータを取り扱う時の処理方法として仮名化や無名化といった匿名化処理の方法が考えられるが、サービス利用者は適切な同意がとられる前提で、サービス提供者がどのような加工処理を行うのであれば、データを提供しても良いと考えるか、その認識について尋ねた。

まず、パーソナルデータの加工手法として、以下A～Dの4通りを想定した。

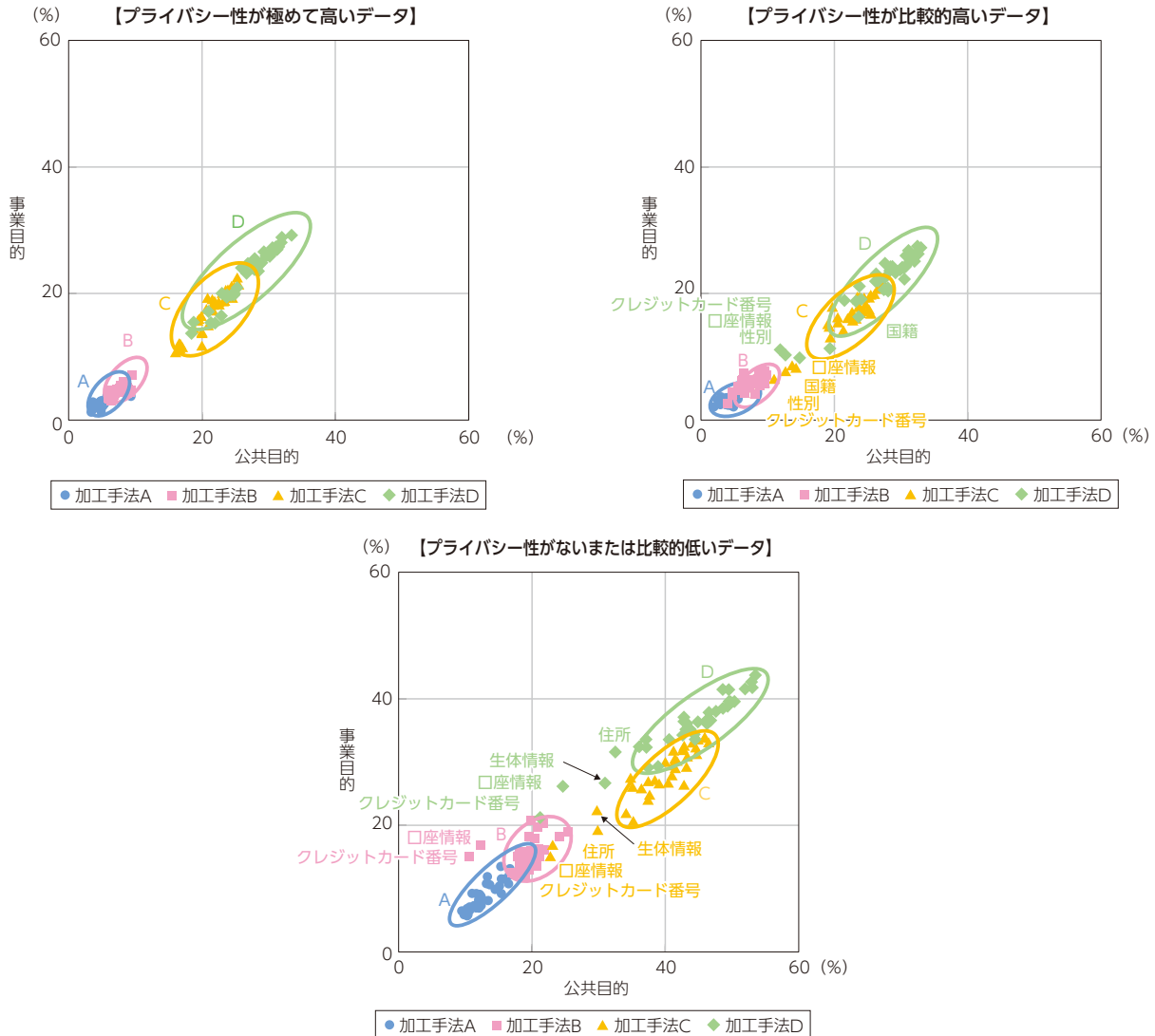
	加工手法	加工処理の例
A	氏名等の情報が残ったデータ（実名データ）	顧客ID: 12345 総務太郎 男性 東京都 購入品: 書籍
B	氏名は削除され、ID情報が残ったデータ（仮名データ）	顧客ID: 12345 男性 東京都 購入品: 書籍
C	氏名及びIDは削除され、属性情報が残ったデータ（無名化データ）	男性 東京都 購入品: 書籍
D	属性情報も含めて削除された統計データ	東京都での書籍購入者は200人

続いて、図表3-3-2-1で取り上げたパーソナルデータのうち、「氏名」及び「個人識別番号」を除く35種類のデータについて、上記A～Dの加工手法を施した場合に、適切な同意がとられる前提であれば無条件で提供しても良いか、目的別（公共目的・事業目的）にプロットした結果が図表3-3-2-6である。なお、図表3-3-2-1において、パーソナルデータのそれぞれに関してプライバシー性の程度を尋ねていることから、「プライバシー性が極めて高い」、「プライバシー性が比較的高い」、「プライバシー性がないまたは比較的低い」の3つに分けた上で、プライバシー性の程度との相関性も含めて分析する。

図表3-3-2-6 パーソナルデータを提供しても良いと考えるケース（加工手法別）

【本図の見方】

当該回答者が、例えば、プライバシー性が極めて高いと回答したデータについて、当該データについてA～Dの加工手法を施した場合、公共目的・事業目的のそれぞれについて、当該データを無条件に提供しても良いと回答した割合をプロットしたものである。よって、各データの分母（この場合プライバシー性が極めて高いと回答した者）はデータ毎に異なる点に留意が必要である。



(出典) 総務省「ICTの進化がもたらす社会へのインパクトに関する調査研究」(平成26年)

データの加工を進めるほど利用者の許容度は上昇する傾向にあるが、その中でも加工手法BとCの間に大きな差異がみられることから、無名化処理を行った場合には利用者の許容度は格段に上がるものと推測される。また、データ別では、口座情報やクレジットカード情報は、他のパーソナルデータと比較して、仮名化や無名化、統計処理を行った場合でも利用者の許容度が低い点も特徴的である。

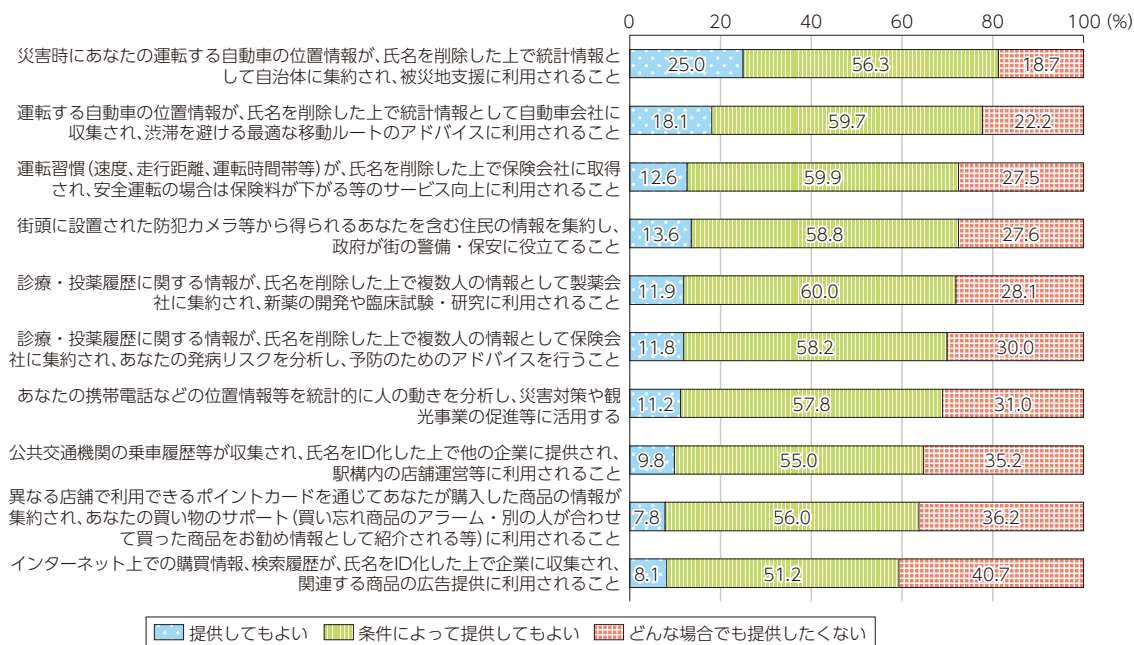
さらに、プライバシー性の程度との間では、「プライバシー性が極めて高い」と「プライバシー性が比較的高い」の間ではほとんど差が見られないが、「プライバシー性がないまたは小さい」データについては、許容度が高く出る結果となっている。

エ 個別事例におけるパーソナルデータ提供の許容度

最後に、パーソナルデータが実際に活用されている事例を想定した上で、それぞれの事例におけるパーソナルデータ提供の許容度について尋ねた。

提供しても良いとの回答を上位から順に見ると、「災害時に車の位置情報を統計情報として被災地支援に利用」(25.0%)、「車の位置情報を統計情報として渋滞削減に利用」(18.1%)、「防犯カメラの情報を警備・保安に利用」(13.6%)となるなど、利用目的の公共性が高いほど許容度が高くなる傾向にあることがうかがえる(図表3-3-2-7)。

図表3-3-2-7 個別事例におけるパーソナルデータ提供の許容度



(出典) 総務省「ICTの進化がもたらす社会へのインパクトに関する調査研究」(平成26年)

以上の結果から、我が国利用者のパーソナルデータに係る意識をまとめると、データ別では自身に直接アクセスできるデータや財産に関わるデータについてはプライバシー性が高いと認識していることがわかった。

パーソナルデータの提供については、提供時に重視する事項として、適切な同意の取得、適切な情報の取扱いなど相手方におけるデータの取扱方法に強い関心を有しており、同意を求められた際は利用目的、第三者提供の有無、取得する項目といった内容を重視する傾向にある。

利用目的別では、事業目的よりも公共目的の方が、許容度が高く、かつ、安心・安全に関わる目的であれば許容度が高くなる傾向にある。提供先も公共性の高い組織ほど許容度が高くなる。

データの加工処理については、氏名やIDまで削除する無名化処理を行った場合、データ提供に係る利用者の許容度は格段に上昇する傾向にある。